

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等への傷病手当の支給のついて

吉田町国民健康保険被保険又は後期高齢医療制度被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、その療養のために労務に服することができなくなった期間（一定の要件を満たした場合に限る。）に対して傷病手当金を支給します。

※支給を受けるためには申請が必要です。

※申請をされる場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

<問い合わせ先>

吉田町役場 町民課 国保部門

TEL 0548-33-2103

【対象者】

吉田町国民健康保険被保険又は後期高齢医療制度被保険者で、新型コロナウイルスに感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われるもので、労務に服することができない者。（給与等の支払を受けている者に限る）

【支給対象となる日数】

コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがあるが、労務に服することができなくなった日から換算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数。

【給付金額】

3ヵ月間の給与等の収入額の合計を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額に、支給対象となる日数を乗じた金額。

※給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額を調整する又は支給できない場合があります。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間で、療養のために労務に服することができない期間。（ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6ヵ月まで）

※令和4年8月9日以降の申請については、様式第4号（医療機関記入用）が不要となりました。